

## 法人向けインターネットバンキングにおける不正払戻し被害補償について

成協信用組合

平素は「成協ビジネスバンキングサービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当組合では、法人のお客さま（個人事業主も含む）がインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、被害について補償する制度を実施することとしましたのでお知らせいたします。

### 《補償の概要》

補償取扱開始日	平成27年6月1日(月)より
対象となるお客さま	「成協ビジネスバンキングサービス」をご契約いただいているお客さま
補償の限度額	1口座あたり、年額3,000万円を上限として被害額を補償いたします。
補償対象期間	平成27年6月1日以降のお取引について、不正払戻しが発生した翌日から30日以内に当組合にお届出いただいた被害に限ります。
補償を受けるためにお客さまに実施していただくセキュリティ対策	<p>本補償の適用を受けるために、次に定めるセキュリティ対策を講じていただく必要がございます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) ログインに際しては電子証明書をご利用いただきます。</li><li>(2) ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新して本サービスをご利用ください。</li><li>(3) 当組合が無償で提供している不正送金対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」をインストールしてご利用ください。</li><li>(4) 基本ソフト（OS）やブラウザおよび各種ソフトウェア等で、メーカーのサポート期限が経過したものは使用しないでください。また、常に最新の修正プログラムを適用した状態でお使いください。</li><li>(5) ログインID・各種パスワード・暗証番号を厳重に管理し、他人に知られないようご注意ください。ログインパスワード・確認用パスワード等は定期的に変更し、生年月日や電話番号等の類推されやすいものを避けて登録してください。</li><li>(6) パスワード等を入力するときには「ソフトウェアキーボード」をご利用ください。</li><li>(7) メールアドレスの登録内容をご確認ください。</li><li>(8) 前回のログイン日時が実際の利用日時と一致しているかご確認ください。</li><li>(9) 登録口座の残高や入出金明細をこまめに確認し、不審な取引がないことをチェックしてください。</li></ol>

	<p>(10) 1日あたりの振込・振替限度額は日頃の取引金額を考慮して、適切な範囲の金額に設定してください。</p> <p>(11) 本サービスを利用するパソコンでファイル交換ソフトを使用しないでください。</p>
<p>補償の対象とならない、または補償の減額となるケース</p>	<p>下記のいずれかに該当する場合は、補償の全部または一部を行わないことがあります。</p> <p>(1) 不正使用の発生した翌日から30日以内に当組合に届出がなかった場合。</p> <p>(2) お客様が警察に被害届を出さない、あるいは被害調査の協力をいただけない場合。</p> <p>(3) お客様、またはお客様の会社関係者、家族、使用人等の故意または重大な過失による損害の場合。</p> <p>(4) お客様、またはお客様の会社関係者、家族、使用人等が自ら行った、もしくは加担した不正使用による損害の場合。</p> <p>(5) 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用による損害の場合。</p> <p>(6) 上記「補償を受けるためにお客さまに実施していただくセキュリティ対策」の各項目を実施されていない場合。</p> <p>(7) 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合。</p>
<p>不正払戻しの被害に遭われた場合</p>	<p>不正払戻しの被害に遭われた場合は、速やかにお客さまのお取引店またはヘルプデスクまでご連絡ください。</p>

以上